

事業費補助金調査票(表)

補助金名	雇用促進奨励金
------	---------

担当課	経済部 商工振興企業立地課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	05	01	01	10	10
事業名	雇用促進奨励金交付事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R8 予算額	5,350	千円
R7 予算額	5,350	千円
R6 決算額	4,496	千円
R5 決算額	5,725	千円
R4 決算額	7,074	千円
R3 決算額	6,359	千円
R2 決算額	3,360	千円

事業の趣旨・目的	高齢者、障がい者及び母子家庭の母等の雇用機会の拡大を図るため、雇用した事業主に対し、賃金額の一部を奨励金として交付する。			補助対象者	【補助対象者】								
	開始年度	平成 6 年度			本市に居住し、かつ次のいずれかの条件に当てはまる者を雇用する事業主 ・満60歳以上の高年齢者 ・障がい者・重度障がい者 ・20歳未満の子、または障がいのある子を扶養する母子家庭の母及び父子家庭の父 ・定年退職後再雇用者(退職年齢が65歳以上)で10年以上その事業所に勤務する者								
根拠法令等	(市)成田市雇用促進奨励金交付規則			経費	【補助率】								
留意事項					月額17千円を12か月を上限に交付 (ただし、重度障がい者は22千円を18か月まで)								
決算内訳	令和 6 年度決算額等 (単位:千円)			補助率	【国県等の補助率】								
		金額	件数		割合	市単補助事業のため、国県等の補助なし							
	全体事業費	4,496	/		/	【近隣自治体の補助率】							
	うち市補助金	4,496	30		100.0%	・佐倉市:障がい者雇用のみ対象、20千円 (ただし、重度障がい者は25千円)							
	うち国補助	0	/		0.0%	・八千代市:高年齢者10千円、障がい者15千円							
	うち県補助	0	/		0.0%								
自己負担	0	/	0.0%										
				成果指標	成果指標: 交付対象者数 (単位:人)								
					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>58</td> </tr> </table>	年度	数値	令和6年度	30	令和5年度	52	令和4年度	58
年度	数値												
令和6年度	30												
令和5年度	52												
令和4年度	58												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる「商工業が活力をもたらすまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	就職が困難な方の雇用機会の拡大と事業主負担の軽減・雇用促進を図る本事業は市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付対象者数: R6年度30人、R5年度52人、R4年度58人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	対象者を雇用した企業の負担軽減につながり、支給期間終了後も雇用を継続していることを確認している。
補助対象外経費	補助事業等に直接関わりのない人件費	補助対象外	
	慶弔費及び交際費に係る経費	補助対象外	
	懇親会及び飲食に係る経費	補助対象外	
	慰労を目的とした旅費に係る経費	補助対象外	
	入場料等受益者負担で賄うべき経費	補助対象外	
	団体の資産形成(積立金等)につながる経費	補助対象外	
	その他補助することが適当でない経費	補助対象外	
最終評価	維持継続		
所見	令和5年度に高年齢者の対象年齢を見直し、55歳以上から60歳以上へ、定年後再雇用の要件を60歳以上から65歳以上へ引き上げる変更を行ったことにより、交付対象者が減少した。 当該補助金は、就職が困難な方の就労につながる数少ない補助制度であり、近隣自治体と比較して補助金額や期間に大きな差はなく妥当なものであると考えられることから、今後も継続して実施する必要がある。		